

【 水質汚濁に係る環境基準について 】

公布日:昭和 46 年 12 月 28 日

環境庁告示 59 号

[改定]

昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁告示 63 号  
 昭和 50 年 2 月 3 日 環境庁告示 3 号  
 昭和 57 年 3 月 27 日 環境庁告示 41 号  
 昭和 57 年 12 月 25 日 環境庁告示 140 号  
 昭和 60 年 7 月 15 日 環境庁告示 29 号  
 昭和 61 年 1 月 13 日 環境庁告示 1 号  
 平成 3 年 12 月 27 日 環境庁告示 78 号  
 平成 5 年 3 月 8 日 環境庁告示 16 号  
 平成 5 年 8 月 27 日 環境庁告示 65 号  
 平成 7 年 3 月 30 日 環境庁告示 17 号  
 平成 10 年 4 月 24 日 環境庁告示 15 号  
 平成 11 年 2 月 22 日 環境庁告示 14 号  
 平成 12 年 3 月 29 日 環境庁告示 22 号  
 平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示 123 号  
 平成 20 年 4 月 1 日 環境省告示 40 号  
 平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示 78 号  
 平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示 94 号  
 平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示 84 号  
 平成 24 年 8 月 22 日 環境省告示 127 号  
 平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示 30 号  
 平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示 39 号  
 平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示 126 号  
 平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

## 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。  
この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利用目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。)の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

## 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準  
これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準  
これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。
  - (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
  - (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

## 第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
  - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
  - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
  - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 省略

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア～イ 省略

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア～ウ 省略

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	X
備考			
<p>1 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>			

2 海域  
ア～ウ 省略

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		
		底層溶存酸素量		
			該当水域	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法		X
備考				
<p>1 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>				

付表1～12及び14については省略

付表 13

底層溶存酸素量の測定方法

1 試薬

規格 32.3 a)に定めるもの

2 器具

溶存酸素計

隔膜電極溶存酸素計もしくは光学式センサ溶存酸素計(いずれも、測定対象の水深(注1)で測定でき、水温、塩分及び深度センサ付きのものが望ましい。)

3 試験操作

- (1) 規格 32.3 c) 2)から 5)に定める準備操作を行う。ただし、隔膜電極溶存酸素計を用いる場合は、規格 32.3 c) 1) の準備操作を先に行う。
- (2) 規格 32.3 d) に定める操作を行う。また、測定前に底泥を巻き上げることのないように注意して、以下のいずれかの操作又はこれと同程度の計測結果の得られる操作を行う。
  - (a) データ直読式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させ(注2)、指示値が安定するのを待って(注3)溶存酸素量を読み取る。その際、あらかじめソナー等を用いて海底又は湖底までの水深を測定する。
  - (b) データ蓄積式の測定器を用いる場合は、測定器を測定対象の水深まで降下させた(注2)後、静かに降ろして着底させて水深と溶存酸素量との関係を示すグラフを作成した上で、測定対象の水深での溶存酸素量を読み取る。その際、測定器が安定する時間に留意して(注3)降下速度を決定する。
  - (c) 測定器を測定対象の水深に固定して、連続的に溶存酸素量を測定する場合は、測定器のセンサ出力のドリフト等に注意する。

(注1) 底層溶存酸素量の測定水深は、可能な限り海底又は湖底直上で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のためこれにより難しい場合には、海底又は湖底から1 m以内の底層とする。

(注2) 測定対象の水深の確認方法としては、測定器に付属しているセンサを用いる、垂直に降下していることを確認して間縄を用いる、あるいは海底又は湖底から測定対象の水深までの距離に等しい長さで錘の付いた紐を測定器の先に付けて垂らす等がある。

(注3) 隔膜電極溶存酸素計では通常1～5分間を要する。光学式センサ溶存酸素計では1秒間以下から数分間を要する機種までがある。

備考

- 1 硫化水素が存在する場合には、センサの破損と高値を与える可能性について留意する。
- 2 この測定方法における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。